

月額五百円を年一回に

6月10日から受付

ね次の月収以下に限ります。

一人世帯(一万三千円)、二人

世帯(一万九千六百円)、三人世帯

(二万七千円)、四人世帯(三万

三千円)、五人世帯(三万六千円)

注の(1)五人世帯をこえる世帯につ

いては一人増すごとに五人世帯基

準額に六四〇〇円を加えた額です。

注(2)右の額は世帯毎月収から

必要経費を除いたものです。

受付は来る六月十日か

ら同月三十日まで社会課

申請に基いて月額五〇〇円を毎

年九月及び三月の期にわべ、

福祉金

身体障害児童福祉金と

精神薄弱者福祉金の申請

受付を

来る六月十日か

ら同月三十日まで社会課

申

請

に

あ

る

よ

う

な

い

よ

う

な

い

よ

う

な

い

よ

う

な

い

よ

う

な

い

よ

う

な

い

よ

う

な

い

よ

健 康 相 談

水虫を治すには

頭微鏡で水泡(水ぶくれ)を検

査しなければわかりません。こ

の方法は簡単です。

水虫の確かな診断をしないで

ぐる方法

を知らせて

下さい。一

山本栄子)

の水虫のようですが、
かゆみのあ
る水ぶくれ
ができるこ
れをつぶす
と液がでま
す。足先な
あります。これをおわけるには

ます。足の水虫をどうかの診断を

危険な誤った治療

よく効く市販の専門薬

成年者で、身体障害の程度が身

体障害等級表の一級または二級

に該当する方。

精神薄弱者福祉金受給資格は、

年齢満二十歳未満(昭和十九年

四月)以降に生まれた人の

身体障害者手帳を持っている未

成年者で、身体障害の程度が身

体障害等級表の一級または二級

に該当する方。

精神薄弱者福祉金受給資格は、

年齢満二十歳以上(昭和十九年

四月)以前に生まれた人で、

対象となる者おび

要援護世帯で、その基準はおおむ

とおりです。

生活に余裕のない者と、生活保

護法の適用を受けている者おび

要援護世帯で、その基準はおおむ

とおりです。

精神薄弱者手帳を持っていない未

成年者で、身体障害の程度が身

体障害等級表の一級または二級

に該当する方。

精神薄弱者手帳を持っていない